

# 憲法研究

# KENPO KENKYU

THE JOURNAL OF CONSTITUTIONAL LAW

第48号 憲法学会 平成28年

No.48

2016

Articles

The Idea of Executive Power (Regierung) and the Separation of Power in the Japanese Constitution ..... *Yohko Suzuki* ..... 1

The Point at Issue regarding the Revised Japanese Personal Information Protection Act of 2015 ..... *Fumio Shimpo* ..... 29

Zur verfassungsrechtlichen Stellung der Selbstverwaltung ..... *Wataru Watanabe* ..... 57

Diskussion der direkten Demokratie in Deutschland ..... *Koki Saito* ..... 79

Japan-U.S. Alliance and Right of Collective Self-Defense  
— Changes of Constitutional Interpretation of Japanese Government ..... *Yoshiaki Shimojo* ..... 95

An Amendment of a Draft of Article 9 of the Constitution of Japan by a Chairman of the Committee Hitoshi Ashida ..... *Fumio Sekine* ..... 121

“The Motouta”(origina; phrase) of Article 9 of the Japanese Constitution ..... *Yoshio Keino* ..... 143

A Study on Right of collective self-defense and Article 9 of the Constitution of Japan ..... *Masaomi Takanori* ..... 165

A Political Activity and Constitutional Amendment Referendum Campaign of Government Employees ..... *Hitoshi Onishi* ..... 201

Miscellaneous News

論 説

権力分立と執政  
— 執政に対するコントロールの可能性の検討 —  
..... 武蔵野学院大学 鈴木 陽 子 ..... 1

改正個人情報保護法の論点  
..... 慶應義塾大学 新 保 史 生 ..... 29

憲法における「自治」の位置づけ  
..... 名城大学 渡 邊 互 ..... 57

ドイツにおける直接民主制導入をめぐる議論  
..... 高崎経済大学 齋 藤 康 輝 ..... 79

日米同盟と集団的自衛権 — 政府解釈の変遷 —  
..... 朝日大学 下 條 芳 明 ..... 95

芦田修正と第九条  
..... 日本大学 関 根 二三夫 ..... 121

「国権の発動たる戦争」の本歌(もとうた)  
..... 平成国際大学 慶 野 義 雄 ..... 143

集団的自衛権行使・自衛隊違憲の法理  
..... 平成国際大学 高 乗 正 臣 ..... 165

公務員の政治活動と国民投票運動  
..... 東京未来大学 大 西 斎 ..... 201

学会消息 ..... 221

憲  
法  
研  
究

第  
48  
号

平  
成  
二  
八  
年

憲  
法  
学  
会

## 憲法学会結成趣意書

憲法は、国家組織の基本を定め、国家活動に基準を与へる最高の法規範である。憲法は、また国民の理想と願望の宣言であり、国民生活の在り方を示す道標である。しかも、国民の理想、願望、国民生活の在り方といふものは、民族の歴史の所産であり、その凝集したものにほかならない。従つて憲法は、民族の歴史の所産として、またその凝集したものととして、その固有の独自性の上に成立するものであり、また成立させなければならぬものである。このことは、憲法をして憲法たらしめる基本原理であり、万国の憲法に通ずる普遍的原則であるといはなければならぬ。もし、それ、憲法にしてこのやうな原理原則に反するならば憲法は自ら厳しい歴史の審判の下に一個の空文と化するであらう。更にまた国家の統一と発展を阻み、国民生活の不安動揺を招き、つひには国家悠久の生命をも失はしめるに至るであらう。ここに、少くとも憲法に関しては、その規定の内容ばかりでなく、その成立するに至つた全過程が特に重視されなければならぬ理由がある。

顧みるに、現下わが国における思想、政治、法律、経済、宗教、教育、文芸等、各界の昏迷と相剋の現状は、一にかつて道義の頹廢と国家意識の稀薄に基因するものであるが、その由つて来る所以は、果して憲法が、右の原理原則に適合して成立したるものなりや、即ち、いはゆる憲法情態の正否如何にかかるものと考へられる。かくて、真に国家の興隆をはかり、国民生活の健全なる発展を願ふ者は、すみやかに現行憲法及びその憲法情態に検討を加へ、もつて正しき憲法生活の確立と充実に資するところがなければならぬ。

われらは、憲法をして憲法たらしめる基本原理、万国の憲法に通ずる普遍的原則を究明するとともに、わが国固有の独自性の上に憲法生活を確立する方途を発見し、進んでその成果をひろく世に間ひ、国家の興隆と国家生活の発展に寄与することを目的として、ここに憲法学会を結成するに至つた。われらは厳に独善を戒め、謙虚に、諸家の高説に聴き、憲法学及びその隣接諸科学の研究者たる同憂の士と提携協力し、もつて学徒としての本分を全うしたいと冀ふものである。

願はくば、ひろく同憂の学徒の御賛同と御協力を賜はらんことを。

昭和三十四年四月九日

憲法学会設立準備委員会

代表 澤田竹治郎